



## おじいさん、おばあさん

## 敬老会(九月)にはお揃いで

※招待状は、九月十日頃まで差し上げる予定ですか、万一通知もれがあれば、市役所厚生課へ連絡ください。

## (一) 敬老会

○場所 長岡公民館

○招待する方々 敬老会(九月十日頃まで)をお招きして例年のように敬老会の催しを行なう。永年の功績を讃えるとともにその恩恵をお祝いすることになりました。

(二) 無料入浴の

○場所 長岡温泉浴場組合

○利用料金 敬老会招待者から無料入浴をしていただこうことになっています。

○日時 九月十七日 午後1時

## 同遺族給付金

申請受付八月二十日から

○九時から正午まで

出でください。

申込書類

（二）無料マッサージ

（三）長岡鐵道アシマ・マッサージ

赤堀社団の協力により、九月十日次のとおり無料マッサージをいたします。

（四）長養園（大島）六十五歳以上の方

お出かけください。

（五）公会堂教室

七十七歳以上の方

お出かけください。

（六）長養園（大島）六十五歳以上の方

お出かけください。

（七）本郷地を明らかにする、本郷地の市町村長の説明書。

（八）また、選舉給付金請求書の必要な書類は、死した者の引揚前死した後、または引揚者との親族関係を示す申立書とその申立事実を証明する書類。

（九）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（十）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（十一）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（十二）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（十三）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（十四）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（十五）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（十六）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（十七）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（十八）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（十九）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（二十）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（二十一）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（二十二）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（二十三）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（二十四）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（二十五）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（二十六）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（二十七）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（二十八）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（二十九）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（三十）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（三十一）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（三十二）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（三十三）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（三十四）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（三十五）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（三十六）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（三十七）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（三十八）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（三十九）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（四十）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（四十一）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（四十二）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（四十三）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（四十四）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（四十五）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（四十六）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（四十七）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（四十八）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（四十九）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（五十）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（五十一）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（五十二）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（五十三）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（五十四）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（五十五）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（五十六）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（五十七）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（五十八）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（五十九）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（六十）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（六十一）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（六十二）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（六十三）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（六十四）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（六十五）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（六十六）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（六十七）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（六十八）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（六十九）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（七十）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（七十一）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（七十二）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（七十三）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（七十四）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（七十五）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（七十六）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（七十七）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（七十八）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（七十九）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（八十）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（八十一）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（八十二）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（八十三）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（八十四）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（八十五）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（八十六）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（八十七）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（八十八）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（八十九）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（九十）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（九十一）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（九十二）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（九十三）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（九十四）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（九十五）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（九十六）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（九十七）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（九十八）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（九十九）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百一）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百二）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百三）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百四）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百五）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百六）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百七）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百八）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百九）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百十）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百十一）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百十二）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百十三）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百十四）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百十五）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百十六）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百十七）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百十八）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百十九）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百二十）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百二十一）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百二十二）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百二十三）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百二十四）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百二十五）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百二十六）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百二十七）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百二十八）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百二十九）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。

（一百三十）死亡者の死に際における死因を明らかにする書類。